

# 鳥取縣公報

昭和二十五年八月一日 火曜日  
第二千百三十号

本報ノ大キサハ一規格八五判

## 規則

◇鳥取縣規則第五十号

昭和二十四年三月鳥取縣規則第十七号鳥取縣真綿及び眞綿製品検査規則は昭和二十五年六月十日限り廃止する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 告示

◇鳥取縣告示第三百六十七号

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準は昭和二十五年四月三十日限り廃止する。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百六十八号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる營業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録

(S)第一二五号

昭和二十四年十二月十六日

深田組

元鳥取縣西伯郡外江町二三四七番地  
郡境町明治町八一番地

深田辰壽

00899

◇鳥取縣告示第三百六十九号  
建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。  
昭和二十五年八月一日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録 (S) 第三四号	昭和二十四年十月十九日	元 因美建設株式会社 改 大智土建株式会社	元 鳥取縣八頭郡智頭町大字智頭 改 同 一六〇〇ノ一 一六四〇ノ一	取締役社長 酒本増藏

◇鳥取縣告示第三百七十号  
建設業法第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月五日抹消した。  
昭和二十五年八月一日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録 (S) 第八四号	昭和二十五年十月十九日	福田工務店	鳥取縣米子市道笑町 二丁目一八九	福田孝壽

◇鳥取縣告示第三百七十一号  
建設業法第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項第一号の規定により建設業者登録簿か

00900

ら次の登録を昭和二十五年七月五日抹消した。  
昭和二十五年八月一日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録 (S) 第二三三号	昭和二十四年十月十九日	松岡組	鳥取縣米子市道笑町三丁目一一	松岡莊博

◇鳥取縣告示第三百七十二号  
林業種苗法第八條の規定に基き次の母樹林を解除する。  
昭和二十五年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	在 地		樹種	本数	所 有 者		備考
	郡	町村大字一字一地名			郡	町村氏名	
鳥第四三三三	東伯	旭 森 屋敷 三三三	スギ	一六	東伯 旭	加茂神社	母樹林

◇鳥取縣告示第三百七十三号  
臨時種畜検査が次のように施行されるから種畜証明書交付申請書を提出しているものは所定の衛生検査を終了の上最寄の検査場で検査を受けられたい。  
昭和二十五年八月一日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00901

臨時種畜検査日割

検査場所	検査日時	受驗家畜の區別	出場区域
日野郡日野上村	八月十日 十時	牛	日野郡一円
同 根雨町	同 十四時	同	同
西伯郡余子村	八月十一日 九時	同	西伯郡一円
同 所子村	同 十四時	同	同
米子市勝田町	同 十二日 九時	同	同
東伯郡浦安町	同 十三日 同	同	東伯郡一円
同 倉吉町	同 十四時	同	同
氣高郡大正村	同 十四日 九時	同	氣高郡、岩美郡 鳥取市一円
同 浜村町	同 十四時	同	同
八頭郡船岡村	同 十五日 九時	同	八頭郡一円

正 誤

昭和二十四年二月十八日付鳥取縣公報第一九八六号で告示した検査日割第八六号中誤植があるのを訂正するように訂正

する。

頁 三 五  
行目 四 五  
誤 字家頭 字家頭  
正 字坪谷 字坪谷

昭和二十五年八月一日印刷  
昭和二十五年八月一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
第三種郵便物認可

発行所

鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所  
鳥取縣鳥取市東町取縣印刷所